

# 治 安 对 策

# 1 首都東京を守るテロ対応力の強化

## 1 テロへの効果的対処

(提案要求先 内閣官房・警察庁・消防庁)  
(都 所 管 局 総務局・警視庁・東京消防庁)

- (1) 実用化に向け、被害想定等シミュレーションソフトのより一層の精緻化など改善を図ること。
- (2) テロ対策資器材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

我が国の政治・経済の中心である首都東京は、テロの標的となる可能性があり、東京でテロが発生した場合、その被害は自治体の対処能力を超えると予想され、国が主体的な取組みを一層強化する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 首都東京における実用化に向け、建物の形状や地形等を考慮した被害想定及び避難誘導シミュレーションソフトのより一層の精緻化を図ること。
- (2) 国際情勢及び東京のおかれた状況に即応し、安全な街首都東京の実現を図るため、テロ対処能力に優れた最先端技術を活用した資器材の充実強化を図ること。

## 2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・文部科学省・厚生労働省)  
(都 所 管 局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) N B Cテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。

### <現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、首都東京を守る対応力の強化が必要である。そのため、爆弾によるテロのみならず、大量殺傷物質（N：核物質、B：生物剤、C：化学剤）などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、N B Cテロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 国民保護法に基づく体制に加えて、N B Cテロ等の事案発生から緊急対処事態（大規模テロ）の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を強化するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、「毒物及び劇物取締法」の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療にあたる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修及び訓練等の指導を行うこと。

## 参 考

### (1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備

- ・NBC攻撃による災害が発生した場合、緊急処理事態認定後であれば、国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等のNBCに特有な各種の措置を講じる。
- ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不明確である。

#### ※『国民の保護に関する基本指針』

##### 第4章 NBC攻撃による災害への対処

○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。

### (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

#### ① 放射性物質に関するトラブル事例 (文部科学省ホームページより)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度※
未報告物質の発見	7件	6件	12件	10件	11件
不適切な管理等	2件	4件	11件	12件	10件
合 計	9件	10件	23件	22件	21件

※平成21年3月15日現在

#### ② 爆発物原料の管理強化の動き

(平成19年11月13日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼。
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同事件では、薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕につながったことから、厚生労働省では、同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知。

## 2 総合的な治安対策の充実強化

### 1 首都警察特別補助金の増額

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

首都警察特別補助金を増額すること。

#### <現状・課題>

現行の警察法施行令（第3条第4項）の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、55年度以降現在までは15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大していることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

#### <具体的要求内容>

現行の15億円から25億円に増額すること。

## 2 外国人犯罪対策の推進

### (1) 不法滞在者の退去強制の促進と出入国・在留資格審査の

#### 厳格化

(提案要求先 法務省)

(都 所 管 局 青少年・治安対策本部・警視庁)

- (1) 在留資格を偽装する者の排除のため、実態調査等を行う人員体制を強化すること。
- (2) 適正な在留管理を図るため、国と地方公共団体との間で外国人の在留情報の照会・提供ができる仕組みを構築すること。

#### <現状・課題>

外国人の不法滞在者対策を強化するため、国においては、摘発方面隊を整備し、増員措置をしている。

しかし、不法滞在者の更なる減少を図るためには、以下の措置を講じていくことが重要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 偽装結婚や偽装留学・就学など不正手段を行使して在留資格を偽装する滞在者を排除するため、在留審査及び実態調査を行う人員体制を強化すること。
- (2) 外国人登録制度の見直しを早期に実現するとともに国の関係機関と地方公共団体との間で外国人の在留に係る情報を相互に照会・提供ができる仕組みを構築し、適正な在留管理を図ること。

## (2) 留学生・就学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 法務省・外務省・文部科学省)

(都 所 管 局 青少年・治安対策本部・生活文化スポーツ局・警視庁)

- (1) 留学・就学希望者に対し、厳正かつ的確な事前調査を行い、本来の留学・就学のための入国が徹底されるような措置を講じること。
- (2) 留学生・就学生の受入れ校に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法上の学校の認可を受けていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付ける法律を整備し、実態調査等を徹底すること。

### <現状・課題>

留学生・就学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として多く、一部教育機関の中には、不法滞在を手助けしていると疑われかねない状態も生じている。

今後、「留学生30万人計画」の推進状況も踏まえ、今まで以上の適正な受け入れ体制を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 留学・就学希望者に対し、厳正かつ的確な事前調査を行い、本来の留学・就学のための入国が徹底されるような措置を講じること。
- (2) 留学生・就学生の受入れ校に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法上の学校の認可を受けていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付けをし、国において指導監督できるよう法律を整備し、実態調査等を徹底すること。

### (3) 不法就労に対する防止策の強化

(提案要求先 法務省・厚生労働省)

(都 所 管 局 青少年・治安対策本部・警視庁)

- (1) 雇用状況報告の実効性を高めるため、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。
- (2) 不法就労助長罪を厳格に適用できるよう、早期に法律を改正すること。

#### <現状・課題>

不法滞在外国人の多くが不法就労に従事していると言われていたが、外国人を低廉な労働力として利用するなど不法就労を助長する悪質な雇用主も存在する。

不法就労を防止し、適正な雇用を推進するため、以下の対策を講じる必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 外国人を雇用する事業主等に対し、雇用状況報告の周知を徹底するとともに在留資格等の虚偽記載を防止するため、関係機関が連携して実効力のある対策を行うこと。
- (2) 悪質な雇用主による不法就労の助長行為を防止するため、故意犯以外にも不法就労助長罪を厳格に適用できるよう早期に法律を改正すること。